白神山地についての一考察

所　属　青森県林業協会　専務理事　草　薙　與　雄

1　はじめに

調査のきっかけは，津軽森林管理署勤務時代に白神山地巡視員会議で白神山地の範囲はどこかという質問に対して誰もが答えられなかったことから調べ始め，更には一昨年の９月から始まった白神山地森林整備協力金制度を実施している中で質問の中心は，ブナの木はどれか。原生林はどこか。又，道順はどうか等を訪ねられることが多く，単なる協力金要請だけではなく，白神山地を知り尽くしたインフォメーション的役割も必要なことを痛感し，手始めに世界遺産白神山地周辺市町村のパンフレットを収集してみたら，白神山地におけるブナ林の表現では，白神山地＝ブナ＝原生林，白神山地における全体面積の違い，白神山地関係市町村の表記にも違いがあり，その原因について調べ始めていたところ，更には，昨年の地方紙新聞元旦号「世界遺産１０周年」特集記事では両県で大幅な面積の違い（１３万と６．５万ｈａ）や全体がブナ原生林と受け取られるような報道をされていることから，本格的な検証調査へと発展し，今回その結果を取り纏めたので報告するものである。

2　取組の結果

原生林問題については，白神山地森林施業報告書（１９８６年　林野庁）に記載されているが，秋田県については詳細に報告されているものの，青森県側については今一つワサビが効いていない粗々なものになっている感じもあり，施業案や森林調査簿等を精査した結果を追加したものが資料１である。

目屋の沢については，藩政時代から津軽藩弘前城下の薪炭材供給基地として，化石燃料に変わる昭和３０，４０年代までは薪材を流木として川流し，炭として製炭，そして極くわずかながらも用材としての筏流しが行われていたことから

①　藩政時代
②　明治維新以降編成まで
③　編成以降（青森局は明治４４年以降）

に大別して施業方法をみた場合，

藩政時代の津軽藩林制は厳しく統制され，伐採方法は廻し伐りで近山，遠山組み合わせて，毎年２～３沢（沢割帳）を定め，１０年で一回りし，峰筋は２０間～５０間を残したとされている。

この方法については，「順伐がドイツよりも１００年以上前から行われた。遠山と近山を組み合わせた伐採をするのは距離を基礎とした一種の施業で，交通等の関係から出た考案であり，伐採箇所を特定せず伸縮自在にしている。外国には地位を組み合わせたものがあるが距離の組み合わせはない。これは急峻な地域性からきている。６０年輪伐に相当する面積平分法の一種であるが，区画輪伐法よりも進歩した方法である。樹種の中に留木がある。この伐採方法が，２３１８年の萬治年代から始められていたなら，なおのこと，２３７６年の享保年代からとしても世界に誇れるものである。」（右田林学博士：山林史上より観たる東北文化の研究）と述べている。

津軽藩時代は，流木仕込金の融通及び弘前に運んだ時点で精算する方法であったものが，明治維新以降は前納制となり，自前で資金調達が必要となったことから，課税額が大きいものの現場経費のかからない近山だけを要求どおり払い下げたため，遠山の世界遺産地域についてはほとんど伐採されなくなったものと思われる。（資料２）

本格的施業に実施する初の編成時は，目屋の沢は早くから沢割によって図面化されていたことから現在の林班番号どおり区分けされているものの，その他の奥地部である赤石川は８４～９０林班は６４林班，追良瀬川の１１４～１２２林班は１０８林班，及び

笹内川は１０９～１１２林班は１０９林班であり，さらに追良瀬・笹内川に至っては沢名もない国有林にとっては未開の地であったものと思われる。

編成以降（青森局は明治４４年）の世界遺産地域の目屋野澤の伐採箇所は，資料１の中に記載されているとおりである。

林令のはっきりしている昭和２７年森林調査簿からこころみた施業年代別と思われる下級林令から分類した結果は資料３のとおりである。（平均林令／下級林令～上級林令の上級及び平均林令はミズナラが成立している個所かどうかで違いが大きく異なるので下級林令を採用した）

①～⑩までは林令別伐採箇所であり，⑪については伐採年次がわかる個所である。（小班は統合，分割の繰り返しで錯綜しているため，そのまま記載。）

資料４は，昭和２５年度編成案当時におけるブナ林及び漸伐跡地の現況写真である。

赤石川奥地（６３，８４，８５林班）における藩政時代の伐採は，目屋野沢の不足分を補うため山越がされたとなっているが，場所の特定できる資料及び明治以降についての伐採記録は見つからなかったものの，郡界踏査の際，８５林班稜線斜面に写真のように二次林的林相を示す林分があった。（資料５）

追良瀬川については，伐採記録は見つからないが１２１林班は，に小班の林令低下をさせていることから昭和３７年から昭和５７年まで間に伐採された可能性がある。

なお，調査報告書の中には

「「二ッ森・摩須賀岳一帯（通称泊の平）」と青鹿岳の林相は，大径木が多く，原生林的相観を示すが，渓谷を下るにしたがって直立した小径木が多くなり立木密度の高いブナ林となる。このようなブナ林の形成は，過去に伐採など何らかの人為的行為を受けていたことによる可能性も考えられるが，地形や土壌の状態，気象条件によっても成立し得るものであり，原生林か否かの判定はしがたい。」

また，「泊ノ平はこれらがモザイク状に配置された景観全体としてブナ林で構成している。しかもブナ林にかなりの頻度でギャップが存在しているのは,このブナ林は原始林またはそれに近い天然林と考えても良いものと思われる。このような原生状態のブナ林は全国でも今日極めて稀な存在」という一文があり，ここまでくると原生林は極小面積となってしまいますが，世界遺産関係各種報告書の原生林直接表現だけでも０が３，１が１，３が１，４が１，５が２，６が１，２１が１となり，紛らわしい原生林的や人為の及んでいないを含めた場合０の２報告書以外の総計は９０となり，まさに原生林だらけとなるものの，白神山地森林施業報告書に今回の調査結果を重ね合わせた場合は，世界遺産区域全体における伐採等人手のかかっていないと思われる区域は資料６であり，赤石川右岸については伐採は入っているが個所の特定はできない。

次に，白神山地範囲については，以下のとおりの諸説がおのおの使用されている。

①	２４万ｈａ説	矢立峠説
②	――――	大鰐町，岩木山東辺説
③	１３万ｈａ説	中村川，相馬・西目屋村境，早口川
④	１０万ｈａ説	郡境，津軽峠，湯ノ沢川と思われる
⑤	６．５万ｈａ説	範囲不明（照会しているが回答なし）
⑥	４．５万ｈａ説	個人説であり，今後は使用しないという回答（範囲不明）
⑦	100 mから1,000 m説	東辺の記述なし
⑧	地理区分上の名称	図面の県境付近に明示

範囲の特定に当たっては，①～④及び⑦，⑧は東辺をどこにするかが大きな別れで，２４万ｈａ説及び⑧は地理区分，②，③については土地利用区分，④については植物学的見地から線引きされたものと思われるが，⑤，⑥については推測としてはブナ林の面

積を指しているものと思われるものの照会に対する回答がないので不明である。

白神山地名については，藩政時代は目屋野沢，大然山，追良瀬山であり，明治維新以降は大正９年に青森県地誌に泊岳連山として登載され，その後白神山塊等と地理区分として出羽山地の秋田・青森県境部分に冠され，公的には昭和２９年に地理調査所の主要自然地域名称図に図示され，昭和３９年には２０万分の１地勢図「弘前」に表記されていたが，土地利用計画のための土地分類図（資料７：青森・秋田両県の白神山地部分を張り合わせ作成）を作成の際，青森県側（昭和４２，４３年度調査）に「白神山地」名を使用，秋田県側は真瀬岳山地と駒ヶ岳火山地と命名されたが，平成６年の「白神山地保全・利用基本計画」（青森県）策定の際に，秋田県側の同地域を包括して面積計算がされ「白神山地」と命名したものと思われる。（資料７，８）

白神山地の一般的呼称時期については，昭和５３年の青秋林道期成同盟会や昭和５５年の暗門の滝県立公園では出羽山地名であり，一方，昭和４３年の砂子瀬物語等に白神山塊，昭和５３年の峰越林道田代・相馬線に白神山系として使われるなどしているが，白神山地名が一般的に使われ始めたのは昭和５６年の青秋林道「全体調査計画報告書」に登載されたのをきっかけに，同期成同盟会で使用され，青秋林道反対運動とともに広がったと見るのが妥当である。

関係市町村については，１３万ｈａ説でありながら青森県の関係市町村の表記に違いがあるのは，本調査の図面表示にありながら面積計算の際，関係市町村に見落としがあったものと思われる。秋田県側については，各報告書のどれを引用したかの結果に基づいて違いが生じたのが原因と思われる。

以上の結果を考察するに

1　今回の調査結果では目新しいものは追良瀬川にわずか追加されただけであるが，青森県側の世界遺産地域である目屋野沢について，ある程度の詳細な伐採記録等が明らかに出来たものと思われるし，過去の伐採地もあり，僅かながらも人工造林地も入っているなど，白神山地世界遺産地域における伐採記録のない原生林と思われる個所は，表記されているわりには少ないことが再確認できたということである。

2　白神山地名については，既に出羽山地の秋田・青森県境に使用されていたことが判明できたものと思われる。

なお，１３万ｈａ説では秋田・青森両県の線引には明らかに違いがあること。その他の説については，流域及び植物分類上の場合は稜線部分で区切られても自然と思われるし（稜線を越えると気候風土が変わる場合が多い等），土地利用に当たっては現況区分によることも妥当と思われるが，地理区分として山地名を冠するに当たっては，山頂から山麓まで含まれるものが自然と思われる。

また，一部地域について全体名を冠して表現するのは「世界遺産白神山地」だけではなく，どこにも例があるので問題はないと思いますが，しかしながら白神山地として紹介する場合は，土地利用等特定の場所を示すのではなく山地全体を表す地理的分類によるのが妥当と思うし，そのことによって田代岳のように結構知名度がありながら排除されることはないものと思われる。

むすび

白神山地の過去の役割と現在の役割は大幅に違っておりますが，「温故知新」まだまだ未解明の部分があるのも事実であり，願わくはしっかりした調査機関で実証していただき，思い入れだけではない本当の意味でのこれまでの白神山地の果たした役割と今後果たしていくべき役割を，世界遺産「白神山地」を紹介する上で誇大宣伝とならないよう，正しく理解を深めていただきたいものである。

白神山地森林施業総合調査報告書からの世界遺産地個所を抜粋及び追加

秋田県 加護山(二ツ井町 荷上場付近)
1741年(寛保元年) 加護山に炭役所設置 藤琴, 粕毛両流域の木炭買入
代邑見聞録(宇野親貞)
1774年(安永3年) 加護山銅吹分所設置 大量の木炭を必要とする精銅
1862年(文久2年) 加護山阿仁銅山付属の銀座 各種の銅銭鋳造
1809年(文化6年) 鉱業用薪炭が欠乏し, 不足分は粕毛方面の鹿瀬内沢下流域
粕毛内住民使用の自家用, 渡世用(販売)は鹿瀬内沢奥部
(15～24林班 過酷なため, 藩は炭10貫につき10文を補償)
歩道跡 水沢鉱山から稜線部を越えて18林班から川沿いに粕毛の村落までの歩道
(明治初期まで存在していた)
粕毛川支流東又, 一ノ又沿いは, かなり奥まで歩道が示されている。
鉱山 大臼鉱山 藩政時代の稼業 昭和31年以降は採掘していない
八助鉱山 操業明治以前 昭和以降八大鉱山と改称 現在休山中
水沢鉱山 周辺は入会林と民有林であり, 18林班に依存
18林班から鉱業用材を木ぞりで牛が運搬(聞き取り調査)
木ぞりを引いた形跡 能代署官行造林内
稜線の切り通し
炭竈跡 18林班(明治23～33年頃のもの)
写真 粕毛川18林班善知鳥沢
森林軌道 昭和24年 粕毛川沿いに東又沢まで開設 22, 940m
昭和27年 八助鉱山まで延長 3, 810m
製炭事業 昭和20年代 22林班を中心に実行 事業所 ひ小班(当時)15世帯
牛の放牧 20, 21林班まで侵入
伐採事業 昭和54年以前 小岳事業所20林班よ小班
択伐 18林班よ小班, 20林班ぬ小班
二次林 現地写真 粕毛川流域18林班上部
粕毛川18林班内
踏 査 粕毛川流域18林班
空中写真 18林班, 20林班
人工造林地 16林班ぬ小班 昭和41年 5. 93ha
は小班 〃 37年 3. 06
り小班 〃 39年 9. 95
18林班そ小班 〃 33年 1. 75
ね小班 〃 33年 4. 15
合 計 24. 84
天然更新 16林班ち小班 4齢級 1. 37ha
に小班 5〃 4. 63
は1小班 5〃 1. 72
へ小班 7〃 4. 60
ほ小班 5〃 2. 75
明治以降の伐採記録なしは17林班と19林班
以上のことから粕毛川上流域のブナ林の大部分は天然生林であるが, これを全て原生林とするときは, 原生林を求めてきた人達に混乱を与えてしまうであろう。

青森県 暗門川・赤石川流域
1733年 享保18年日記(津軽家文書) 流木山指定 目屋野沢
奥目屋沢図 江戸時代中期津軽藩資料原拠
1790年 寛政2年 赤石川からの引越木
1795年 寛政7年 目屋野澤村市御山澤々流木大数積書手帳
二次林 現地写真 赤石川89林班真瀬岳西方県境付近
赤石川流域63い林小班 くまげらの森の林況
踏 査 赤石川流域の63, 89林班
空中写真 西目屋村から赤石川流域の62, 63林班

追加分
1796年 菅江真澄 暗門の滝訪問(雪の毛呂滝)
歩道 赤石川 二俣まで 昭和 7年林相図
追良瀬川 岩崎越え二俣まで 昭和 6年林相図
笹内川 白神岳稜線滝ノ沢まで 明治45年, 大正10年, 昭和6年林相図等
川堤 大川 154林班人跳沢出合い(岩門) 津軽領内山澤図
鉱山 大正 9年 51林班ろ, は, に, ほ小班 林相図, 森林調査簿
昭和37年 174へ, ト 森林調査簿
大正4年9月 2日 74い 小屋掛敷外 0. 5524 貸付台帳
大正8年3月28日 51い 小屋掛敷 0. 0100(カンコモリ沢) 〃
昭和30年9月21日74ろ内 坑口敷外 0. 0581 〃
人工造林地 165林班い2小班 6. 42ha 昭和47年植栽
伐採記録等
森林調査簿 林小班 面積 伐採等の記事
大正 9年 65い 89. 81 大正 5年択伐
65ろ 1. 75 古伐跡
大正12年 65い 89. 07 大正 5年択伐
昭和27年 65い1 34. 25 大正 5年択伐
65い2 7. 55 昭和22, 23年下種
65い3 3. 52 昭和22年前伐, 昭和24年下種
65い4 43. 56 昭和26年前伐予定
72い1 35. 39 昭和 4年択伐
73い 101. 41 大正 4年択伐
74い1 4. 40 昭和 4年択伐
74い2 14. 69 昭和26年前伐予定
74い3 7. 22 昭和25年前伐
74い4 10. 01 昭和23, 24年前伐, 昭和24, 25年下種
74い5 3. 52 昭和22年下種
昭和37年165い1 50. 28 昭和26年前伐跡地, 昭和28年天下
165い2 7. 90 昭和22, 23年天下
174い2 15. 69 昭和28年天下
174い4 26. 55 昭和24～27年天下
174い6 1. 58 昭和22年ぼうが
174ろ 3. 68 大正11～昭和1年ぼうが
174ニ 0. 07 農耕用地
174ホ 0. 35 農耕用地
昭和57年 追良瀬川
121は 292. 14 林令が低下している
121に 94. 74 〃
※ 小班の統合分割が繰り返されているため, 年次別にそのまま記載した。

資料　2

津軽藩の沢割と薪材の課税

沢割

種　　類	範　　囲
近　山（ちかやま）	村外れより二俣口まで
遠　山（とうやま）	二俣口より他領境下まで
難　沢（なんざわ）	沢の二又となっている奥の不便な所
三年木（さんねんき）	国境の近い所にある木
引越木（ひっこしき）	中村川・赤石川上流から山越して岩木川へ出した木

課税

税／沢割	役　木	山禮銭	足木代
	物納	一巻当銭納	一巻当銭納 （521 巻以上なし）
近　山	１０分の１	２４０文	２４文
遠　山	３０分の１	６０文	〃
難　沢	５０分の１	６０文	〃
三年木	７０分の１	なし	〃
引越木	７０分の１赤石川	なし	〃
引越木	５０分の１中村川	なし	〃

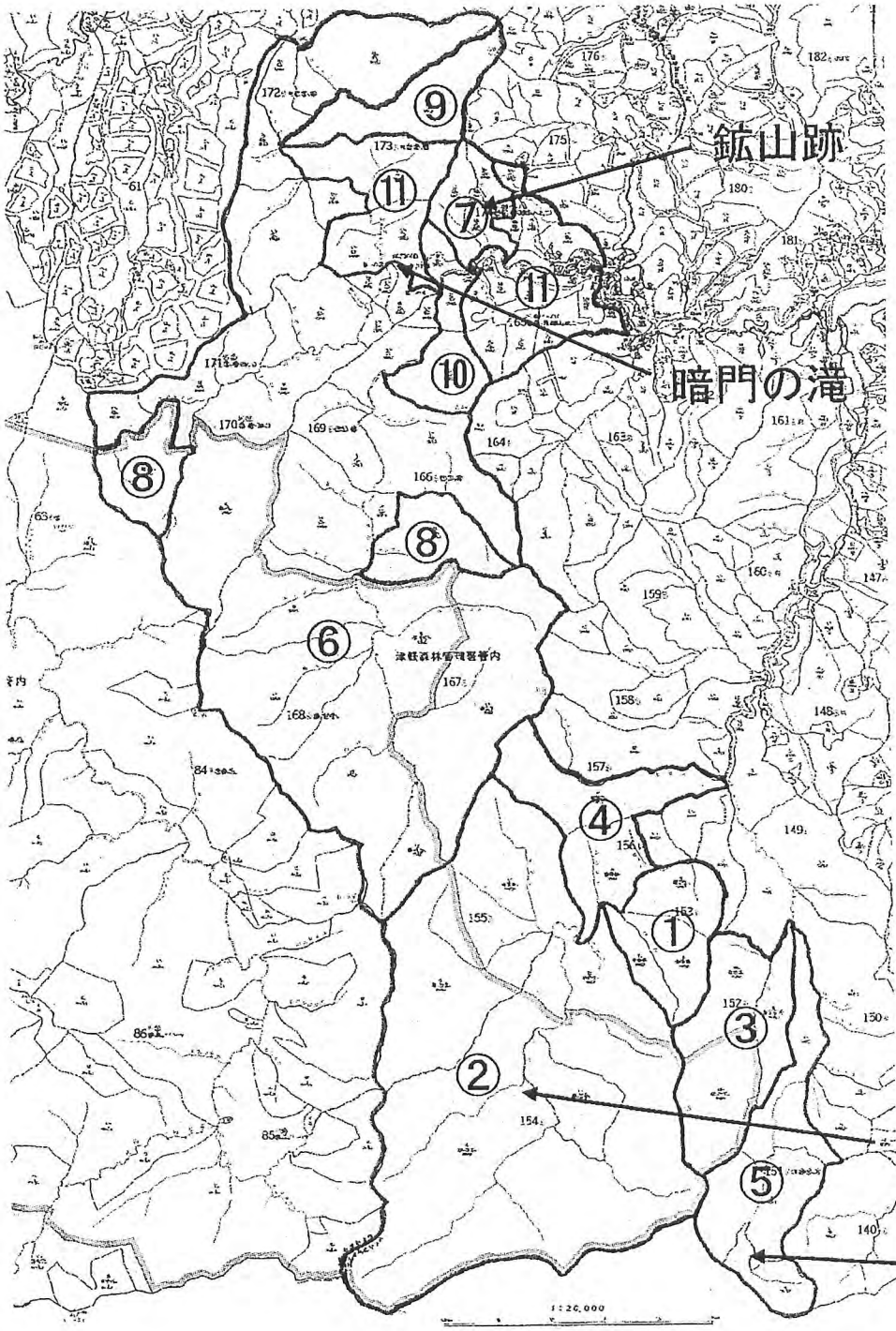

目屋の沢伐採区域図

（世界遺産地域）

① 95

② 90

③ 85

④ 75

⑤ 65

⑥ 56

⑦ 52

⑧ 46

⑨ 45

⑩ 42

⑪伐採年次等がわかる箇所

（数字は林令）

ブナ林の写真

昭和25年度第六次経営案説明書より

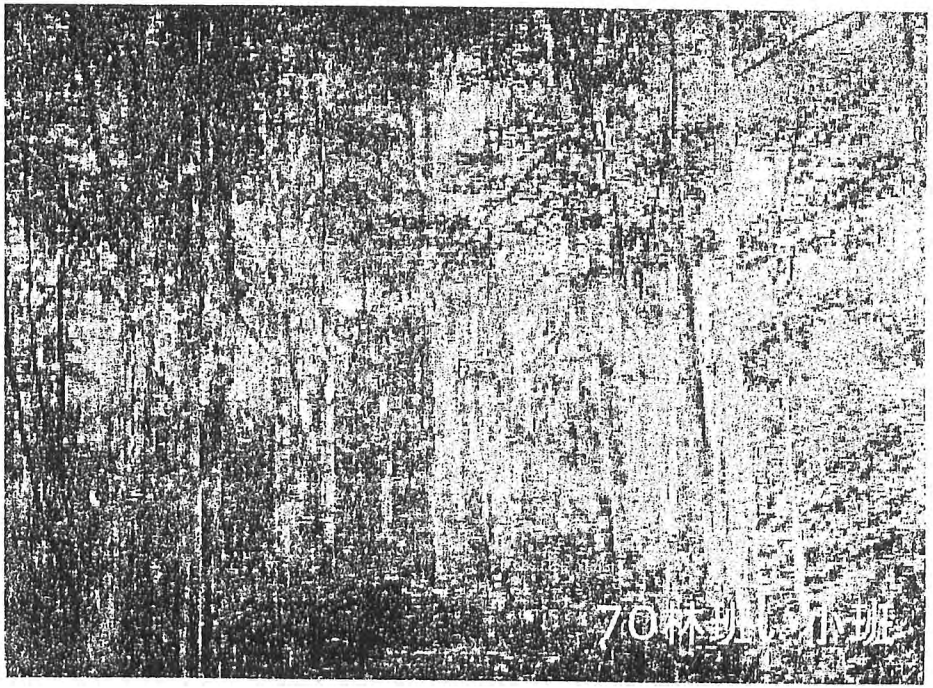

郡界ブナ林（85林班）

被伐採区域図

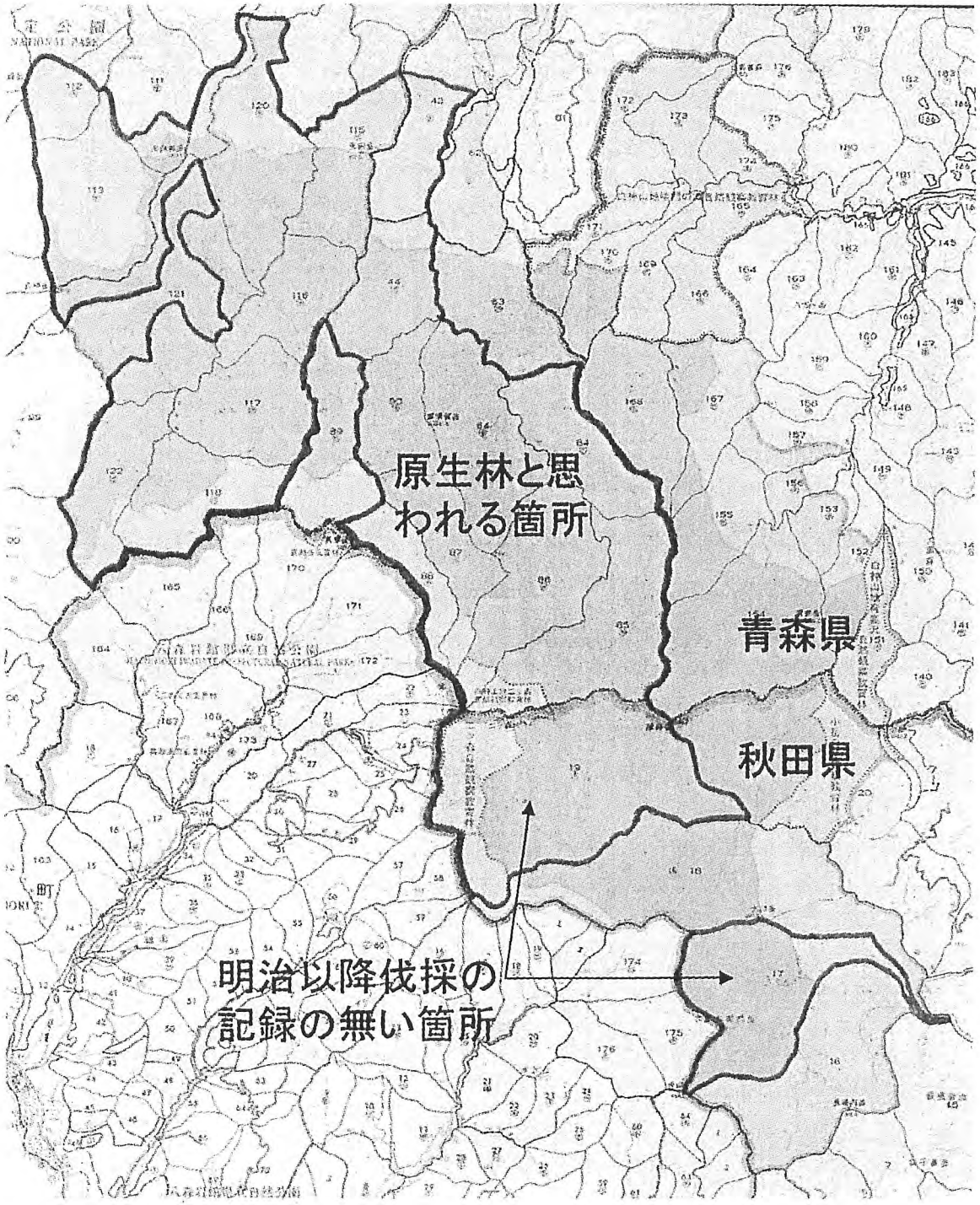

白神山地の範囲について

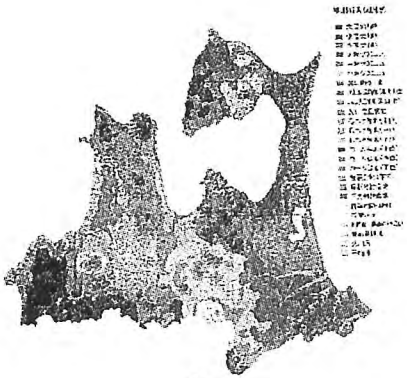

1－1

1－2

1－3

2－1

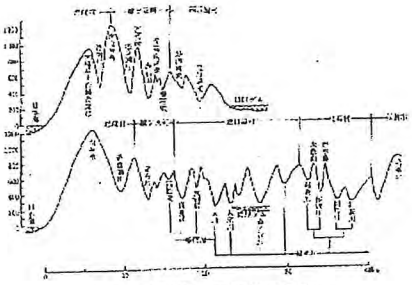

図2　白神山地を東西の線で切った断面図

2－2

4

3－1

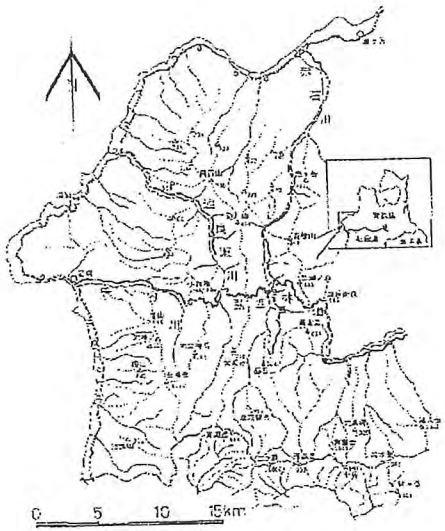

3－2

資料　8